

記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities (Planned annual power consumption: 1,801,600 kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 29 October 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 28 October 2025
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

（商工総務課）

公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年9月19日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式揚艇機 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日（金）
- (4) 納入場所 小名浜港マリーナ（福島県いわき市泉町下川字大畑地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年10月10日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年9月19日（金）から同年10月10日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年9月29日（月）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年9月29日（月）午前11時 福島県西庁舎7階 717会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年10月31日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月30日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Self-propelled Boat Hoists 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 31 October 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 30 October 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
令和七年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

令和七年九月十九日から同年十月二十日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県農林事務所森林林業部
（森林計画課）

公告第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
令和七年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

令和七年九月十九日から同年十月二十日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県農林事務所森林林業部、福島県農林事務所森林林業部及び福島県農林事務所森林林業部
（森林計画課）

公告第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
令和七年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

令和七年九月十九日から同年十月二十日まで

三 縦覧の場所